

＜論説＞

医行為概念（2）

－タトゥー施術事件最高裁決定を素材に－

大野 正博

1. はじめに
2. 最（2小）決令和2年9月16日
 - (1) 事実の概要
 - (2) 大阪地判平成29年9月27日
 - (3) 大阪高判平成30年11月14日
 - (4) 決定要旨
3. 医師法17条における「医行為に関する判例」
 - (1) 医師に関する法制と医業
 - (2) 「医行為」に関する判例
 - (3) 「医行為」に関する学説（以上、53号）
4. タトゥー文化概念の変遷
5. タトゥーに対する刑事的規制
 - (1) 違式註違条例
 - (2) 旧刑法
 - (3) 警察犯処罰令
 - (4) 軽犯罪法
 - (5) その他
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

② 青少年条例 (以上, 本号)

4. タトゥー文化概念の変遷

次にタトゥーの装飾的要素につき、その歴史を踏まえ、概観することにする。なお、この点については、文化人類学の視点より、山本教授がすでに著書等を公刊されており、本件事案に対しても、現代におけるタトゥーの意味につき、法廷において証言を行って⁽⁷⁰⁾いる。

山本教授曰く、「日本のイレズミの歴史研究は、まだ緒についたばかり」であり、「歴史研究は、検討すべき課題が多い上に、手がける人は少ない⁽⁷¹⁾」とされる。そもそも、タトゥーとは、「墨を入れる、即ち墨を皮膚に刺すと云う意味⁽⁷²⁾」であり、「針を突くなどの方法で皮膚に傷をつけ、その下に墨や染料などを入れることである⁽⁷³⁾」と定義付けられる。タトゥーの慣習は、「南北アメリカ、シベリア、東アジア、ポリネシア、ミクロネシアなどの環太平洋地帯、東南アジアの大陸部と島嶼部、西アジアなど世界中に分布している⁽⁷⁴⁾」ようである。文化人類学・考古学において、タトゥーは、「身体を人間の意図に沿って変えようとする」身体変工であり、タトゥーのほか、「癍痕文身、割礼、去勢、頭蓋変形、纏足、尖歯、削歯、抜歯などの歯牙変工、首の伸長、穿孔など」が挙げ⁽⁷⁵⁾られる。つまり、タトゥーを含め、身体変工とは、“body mutilation”あるいは“body deformation”と訳され、「装いの側面を強調して『身体装飾』(body decoration : body ornament) や『身体芸術』(body art)」等を称されてきたものを指すのである⁽⁷⁶⁾。以上のことから、山本教授は、身体加工は、良くも悪くもなく、「程度の差はあれ、地球上に生きる人々の身体は様々に加工されているし、加工のない身体はない」と指摘⁽⁷⁷⁾される。但し、タトゥーを含め、身体変更の起源については、明らか⁽⁷⁸⁾ではない。

では、わが国におけるタトゥーの歴史は、如何なる変遷を辿ったので

あろうか。山本教授によると、縄文時代の土偶や出土品から、少なくとも、当時より、身体加工がなされた跡があり、「土偶にも埴輪にも、ボディペインティングかイレズミ、あるいはケロイド状の癬痕文身とおぼしき文様がある」ものの、「土偶や埴輪自体の装飾であった可能性」があることは否定できないとする。そのうえで、高山名誉教授による「目の下に2本の線がある土偶が多数出土していることからイレズミ」であるとの指摘を引用し、また埴輪についても、ボディペインティングとイレズミが同時に行われた可能性がある⁽⁷⁹⁾と主張される。しかし、7世紀後半に入ると「文献や絵画にも身体自体を装飾した痕跡が見られなくなる」が、これは、『古事記』や『日本書紀』によると、「天皇が与えた罰や身分の低い人や制圧した民族の習慣によるもの」であり、「権力の中枢にある人々は、イレズミを血なまぐさい遅れた習慣とすでに捉えていた」⁽⁸⁰⁾ためであるとされる。なお、詳細は不明であるものの、猟師や船乗りが、遭難の際の手がかりとなるようタトゥーを入れる習慣や沖縄や北海道のアイヌ民族における女性が通過儀礼的にタトゥーを入れる習慣⁽⁸¹⁾があったようである。しかし、江戸時代に入ると「鳶や火消し、飛脚などふんどし姿になる機会の多い職業の人々に好まれる身体装飾」が見られるようになる⁽⁸²⁾。但し、タトゥーを入れる者は、社会を乱す傾向があるとされ、幕府により、規制がなされた⁽⁸³⁾とのことである。つまり、市民の間にタトゥーに対する拒否感が生じていたのであり、中国の明律を参考に、⁽⁸⁴⁾「1720年から幕末まで、犯罪者の顔や腕などに刑罰の付加刑」として、タトゥーを入れ、再犯の防止に役立てる、あるいは、「仲尼居、曾子侍。子曰、先王有至德要道、以順天下。民用和睦、上下無怨。汝知之乎。曾子避席、曰、參不敏、何足以知之。子曰、夫孝、德之本也。教之所由生也。復坐。吾語汝。身體髮膚、受之父母。不敢毀傷、孝之始也。立身行道、揚名於后世、以顯父母、孝之終也。夫孝、始於事親、中於事君、終於立身。大雅云、無念爾祖。聿修厥德」⁽⁸⁵⁾との教え等も影響していたのではないかと推測される。

そのようななか、山本教授によると、上方遊女の接客技術を基に、「全身を具象画で覆いつくす日本独自のイレズミは、この頃から『彫り物』とも呼ばれ⁽⁸⁶⁾」るようになり、これが発展していったとされる。そうであるならば、入墨は刑罰として施すものであり⁽⁸⁷⁾、彫り物は、それとは区別する傾向にあったといえるであろう。なお、当時は、「小さな模様を身体のさまざまな箇所⁽⁸⁸⁾に彫り、図柄も名前や簡単なものにとどまっていた」ものの、浮世絵の影響により、その後、次第に全身を覆うタトゥーが用いられるようになったとされる⁽⁸⁹⁾。このように、わが国において、タトゥーの歴史は、「悪徳の象徴や自然に反する」ものと解する権力者と自身の身体である以上、好みでこれを入れたい者との対立であるとされる⁽⁹⁰⁾が、明治時代に入ると、後述するように、その規制は、一気に強まり⁽⁹¹⁾、それに伴い、彫師も表立ってタトゥーを入れることが困難となった。これらの事情が、現在においても、タトゥーに対する日本人のアダルト層の感覚に少なからずとも影響を及ぼしていることは否定できない。特に、仁侠映画やいわゆる「実録やくざ映画」、そして現在のVシネマ等の流行により、タトゥー＝アウトロー（outlaw）のシンボルとしての印象を強くしたことも、容易に推測できる⁽⁹²⁾。しかし、現在は、1. はじめにでも触れたように、犯罪や反社会勢力と無関係にファッションや志向のひとつとして、楽しむ世代が増えていることも事実である⁽⁹³⁾と思われる。

山本教授は、1990年代後半に東京において鳶職人の方々に対する調査から、「東京においてイレズミは職人文化であり」、その一部に反社会勢力関係者が含まれていたとの認識を示されている⁽⁹⁴⁾。また、これを裏付ける根拠として、麦島文夫＝星野周＝清水賢二「暴力団員の断指と刺青」を引用し⁽⁹⁵⁾、タトゥーを入れている者は、調査対象者の7割強であったのに対し、法務省法務総合研究所編『平成12年版犯罪白書』第7編第6章「暴力団犯罪の動向と暴力団関係者の処遇」第2節「調査対象者の特徴」VII-40表「指詰めと入れ墨の状況」では、タトゥーを入れて

いる者は、調査対象者の3割弱であることを示す。さらに、警察庁編『平成5年版警察白書』⁽⁹⁸⁾も示され、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行に伴い、反社会勢力関係者がタトゥーを入れることに⁽⁹⁹⁾対し、心理的抑止力が働いたものと解される。もちろん、これらの調査結果を単純比較することはできないものの、少なくとも相対的には、タトゥーを入れる者ののうち、反社会勢力関係者の占める割合が減少していることは推測できよう。これに対し、山本教授によると、彫師数は、1990年代初頭までは250名程度であったのに対し、現在は、少なくとも2,000名ないし3,000名前後存在するとされる。⁽¹⁰⁰⁾つまり、彫師が増加するということは、タトゥーに対するニーズが存在するということであり、客のうち、反社会勢力関係者の割合が減っていることを合わせ考えるのであれば、タトゥーを入れること自体が従来に比して、「一般化」していることが窺われる。そのため、山本教授も、わが国において、タトゥーを入れている者は、「最低50万人から170万人以上はいる」と推定される。⁽¹⁰¹⁾

このようなタトゥーに対する概念の変遷から、山本教授は、「社会を漂白しすぎた」結果、タトゥーに対する感性を排除しすぎたが、タトゥーは、「そもそもアウトローだけのものではなく職人文化の一部」であり、今後は、彫師も「社会的ルール」や「公序良俗」に反しないようにすることによって、さらに多様性を認めていくべきことを強調される。⁽¹⁰²⁾タトゥーを入れることを積極的に推奨するものではないが、山本教授が述べられるように、自己決定に基づくものであるならば、タトゥーを入れることを選択する自由までも、無用に制限する必要はなからう。

なお、タトゥーの歴史を振り返った際、「医行為」としての位置付けは、少なくとも見られなかったことは明らかである。

(70) 山本芳美『イレズミの世界』（川出書房新社・2005年）、同「イレズミの文化を見つめて」昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要16巻1号（2006年）

30 頁以下, 同・前掲注 (5), 同「香港の日本人彫師たち - 19 世紀末から 20 世紀初頭まで」政経論叢 85 巻 3 = 4 号 (2017 年), 313 頁以下, 同「日本のイレズミの歴史と現在 - 『規制の時代をふりかえる』小山ほか・前掲注 (4) 等。なお, タトゥー関係の文献につき, 『歴史民俗学』編集部編「入墨関係文献目録」歴史民俗学 16 号 (2000 年) 52 頁以下参照のこと。

(71) 山本・前掲注 (70) 31 頁。

(72) 玉林晴朗『刺青風俗辞典文身百姿』(恵文社・1995 年) 1 頁。タトゥーの語源は, ポリネシア系タヒチ語における “ta-tu” あるいは “tatau” であり, 「叩く」との動作とその音からくるものである (山本・前掲注 (70) 32 頁, 同・前掲注 (70) 32 頁・33 頁)。

(73) 小山騰『日本の刺青と英国王室 - 明治期から第一次世界大戦まで』(藤原書店・2010 年) 8 頁。同 90 頁によると, 「イレズミはなんらかのかたちで皮膚に傷をつけることから始まるが, ……日本および後年日本の方法を採用した欧米では, 針で突く方法 (英語では prodding という言葉で表す) で肌に傷をつけ……のちには入れ墨を入れる電気式機械, いわゆるタトゥー・マシーンもある意味では基本的には日本の方法 (prodding) を踏襲している」とし, また「ボカシ (墨や色が微妙に変化する効果) の導入」, あるいは「刺青の色の数を増加させたことや刺青の図柄の部分でも, 日本の刺青は近・現代の刺青の発展に大きな影響を与えた」とされる。なお, 当時のタトゥーの道具と技術の詳細につき, 玉林・前掲注 (72) 260 頁以下, 山本・前掲注 (70) 103 頁以下等。

(74) 山本・前掲注 (70) 35 頁。

(75) 山本・前掲注 (70) 48 頁。なお, 瘢痕文身 (scarification) とは, 焼灼によりケロイドを生じさせることであり, 色素沈着の大きい皮膚については, 刺突 (puncture) では文様が目立たないため, 一部民族においては, タトゥーの代わりに, 当該手法を採っていたとのことである (吉岡郁夫『身体文化人類学 - 身体変工と食人』(雄山閣出版・1989 年) 6 頁)。その他, 「火ぶくれをつけるもの, 彫刻のようにレースのような文様を彫ってしまうもの, 石のような異物を挿入するものなど多々」あり, また「皮膚上を装飾する化粧行為となれば, 素材や色彩をふくめ, 多種多様である」とのことである (山本・前掲注 (5) 27 頁。その他, 同・前掲注 (70) 33 頁)。

(76) 山本・前掲注 (70) 48 頁。よって, 山本教授は, 身体変工は, 「身づくろいの加工の延長」にあり, 身体の加工は, 「しつけ」や「身だしなみ」である

- と位置づけられる（この点の詳細につき、同・前掲注（70）60頁以下）。
- (77) 山本・前掲注（5）26頁・27頁。
- (78) 山本・前掲注（5）29頁。
- (79) 山本・前掲注（70）74頁以下、同・前掲注（5）30頁以下。なお、高山純『縄文人の入墨－古代の習俗を探る』（講談社・1969年）。その他、吉岡郁夫「文身研究余録」歴史民俗学16号（2000年）37頁。山本教授によると、「古代のイレズミは、歯牙変工と同様に、装飾を目的としつつ集団の帰属を示すほか、叙事的、通過儀礼的な目的でおこなわれた可能性がある」とのことである（同・前掲注（70）35頁）。
- (80) 松田修『日本刺青論』（青弓社・1989年）128頁、同『刺青・性・死－逆光の日本美』（講談社・2016年）24頁は、「『履中紀』元年夏4月阿曇連浜子は、国家への逆謀が発覚し、死一等を減ぜられて「黥」に科され、『即日黥まれ』、さらに「同書『雄略紀』11年冬10月には公鳥を狗のためにかみ殺された鳥司が、天皇の暎りにふれて『面を黥』まれ、賊民烏養部とされた」と記録されており、また、『履中紀』5年秋9月に、淡路島行幸にさいして供奉した河内の飼部の黥の傷の血臭さを厭うむね、伊弉諾尊の神託があって、以後飼部を黥くことを停止した」とする。刑罰としてのタトゥーにつき、玉林・前掲注（72）9頁以下、66頁以下。その他、小山・前掲注（73）8頁、山本・前掲注（70）35頁・36頁、同・前掲注（5）33頁・34頁。なお、平安時代に入ると、「眉剃りとお歯黒以外の身体変工や身体装彩はおこなわれなくなるとされる（同・前掲注（5）34頁）。
- (81) 山本・前掲注（5）35頁・36頁。なお、玉林・前掲注（72）5頁、303頁以下、田村勇「漁師と入れ墨」歴史民俗学16号（2000年）40頁以下、山本・前掲注（70）175頁以下、小野友道『いれずみの文化誌』（川出書房新社・2010年）33頁以下、松田・前掲注（80）65頁以下、山本・前掲注（70）46頁以下等も、併せて参照のこと。
- (82) 玉林・前掲注（72）150頁以下、山本・前掲注（70）36頁、同・前掲注（5）37頁。小山・前掲注（73）8頁・9頁では、「洗練された技術および美術的な題材などが日本の刺青に付け加わり、江戸時代後期（文化・文政から嘉永頃）にはいわゆる絵画的な刺青に発展した。絵画的性を特徴とする日本の刺青は、幕末・明治時代には芸術の領域に到達した」とされる。当時の彫師の名人につき、玉林・前掲注（72）221頁以下、小山・前掲注（73）23頁以下、210頁以下等。

- (83) 山本・前掲注 (5) 37 頁。
- (84) 山本・前掲注 (5) 38 頁。同・39 頁によると、「当時の刑法では、重罪では死刑か流刑、軽罪では所払い、敲、入墨、追放の4種が設けられて」おり、額や腕にタトゥーが入れられていたとする(玉林・前掲注(72)94頁、96頁以下、山本・前掲注(70)99頁、同・前掲注(5)540頁図4等参照のこと)。なお、小野・前掲注(81)52頁では、タトゥーを入れられれば、渡世は容易ではないことから、「明和元年(1764)の触書に『刺青御仕置に成候以後 商等いたし候障に可相成と存 右之入墨を焼消候者 如元入墨之上江戸払之御仕置申付候儀、向後御定同様に相心得可被何事』とあり、刺青を消した者が少なくなることがうかがわれる」とし、タトゥーを消してやった者も敲に処せられ、また、「入墨をした前科者が人足寄場から逃げ出すと、今度はさらに一本入墨をされ、それは増入墨と呼ばれた」とされる。
- (85) 『孝経』「開宗明義章第一」。
- (86) 山本・前掲注(70)91頁以下、同・前掲注(5)38頁・39頁。「遊び女たちは、『天泉・天府・狭白の穴』から『温留・偏歴の穴』『風市・箕門・陰包の穴』にいたるまで、肌のかぎりに、愛人の名を彫青し、わけて『おもひよる男にかゝせて其筆痕を掘入るを規模』とした」(松田・前掲注(80)36頁。)その他、小野・前掲注(81)39頁以下。いわゆる「入ぼくろ」の起源につき、玉林・前掲注(72)13頁以下。なお、すでに延宝および天和年間のころから俠客とタトゥーの関係の萌芽は認められ、明和の頃には、男伊達を気取り、腕や背中にタトゥーを入れた俠客が現れたとされる(山本・前掲注(5)39頁)。いわゆる「伊達彫と威嚇彫」の詳細につき、玉林・前掲注(72)104頁以下、俠客につき、同・177頁以下参照のこと。その他、山本・前掲注(70)37頁は、「江戸中期からイレズミをする者が増加したのは、黥刑のイレズミを隠す必要があったとの指摘もある」としている。
- (87) なお、礫川全次「桃と入墨」歴史民俗学16号(2000年)6頁以下では、以前、犯罪者が刺青の図柄として「桃の実」を選ぶことが多かった点が分析されている。
- (88) 入墨と彫り物の違いにつき、玉林・前掲注(72)1頁以下。その他、山本・前掲注(70)37頁。
- (89) 山本・前掲注(5)41頁以下。小山・前掲注(73)14頁も、「浮世絵と刺青とは密接な関係にあり、刺青師と浮世絵版画を彫る職人も同じ彫師と呼ばれた」とする。なお、山本教授によると、「彫り物が盛んになる江戸時代後期ま

では、背中や腕をキャンパスに見立てて絵画的な図柄を彫り入れることはなかった」とされ（山本・前掲注（70）101頁）、「現在、日本的スタイルとして想起されるような全身を覆うイレズミを施すようになったのは、中国の伝奇小説『水滸伝』の登場人物を描く際に、日本の絵師が大胆な意匠のイレズミをあしらったことからである」とされ（同・前掲注（70）38頁）、「『水滸伝』には、罪人の顔に入墨をしたこと、それは薬で消すことができ、玉の粉を塗って痕をきれいにしたことなども記されている」とされる（同・前掲注（70）101頁）。なお、郡司正勝監修・福田和彦編『原色浮世絵刺青版画』（芳賀書店・1977年）176頁・177頁も、併せて参照のこと。

(90) 山本・前掲注（5）48頁以下。

(91) 小山・前掲注（73）13頁は、「日本の刺青は鎖国下という状況の中で独自に発展し、幕末・明治時代には芸術といえる段階にまで到達していたが、開国と同時にその優秀さが世界に宣伝された。日本の刺青の評判はまず日本を訪れた船員や旅行家などの外国人の間で広まり、それらの来日した外国人を通じて日本の刺青の名声は一気に海外に知れ渡った」とされるが（その詳細につき、同・35頁以下）、山本教授によると、来日した外国人により、当時の混浴や湯あみ等の習慣が面白おかしく伝えられたことにより、「文明国に仲間入りすることによって『不平等条約』を1日も早く改正したい政府にとっては、海外で次々と発表される記事と国内の猥褻な習慣の双方が妨げ」になると映ったことから、タトゥーを禁じるほか、様々な規制を行ったとされる（山本・前掲注（5）49頁・50頁）。なお、同・前掲注（70）118頁以下、小山・前掲注（73）247頁以下、山本・前掲注（70）43頁も、併せて参照のこと。

(92) 松田・前掲注（80）45頁は、わが国におけるタトゥーの歴史につき、「刺青とは刑罰であり、愛の秘儀であり、下層民の、アウトローたちの、負でありと出すことによってはじめに自己たる逆英雄たちの、血まみれの自己顕示であった。かぶき精神のおおいがたい衰退にたいする自傷的補償であった」として、「秘匿と顕示」を表現する。なお、タトゥーと映画の影響につき、小野・前掲注（81）45頁以下、山本・前掲注（5）99頁以下等参照のこと。

(93) 松田名誉教授は「日本の刺青のもつ生命的躍動は、反社会、体制逸脱、異端者の意識と状況に由来するところが大きい。しかし、今や禁令はとかれ、刺青におけるこの骨がらみの異端性を解体して、茶の間へもちこもうという陰謀が、ジャーナリズムの無定見を心棒にして着々と進行しつつある」としつつ、「何という滑稽さであろうか。歯科医、あるいは理髪店のように客が並び、順

番を待つ。あけ放たれた窓、明るく衛生的な施術台。電気針をもつ彫師は、ふと美容師めき、背広を着た客は『市民』以外の何ものでもない。状況は絶望的といつてよいだろう。刺青は、ふたたび、己の暗黒をを奪還しなければならぬ」とされる(松田・前掲注(80)73頁)。現代のタトゥー意識につき、山本・前掲注(70)305頁以下、前掲・関東弁護士連合会『平成26年度関東弁護士連合会シンポジウム 自己決定権と現代社会－イレズミ規制のあり方を考える』等参照のこと。

- (94) 山本・前掲注(70)52頁。なお、現在は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、および暴力団排除条例により、比率としては、さらに低くなっていると指摘される(同・52頁)。
- (95) 麦島文夫＝星野周＝清水賢二「暴力団員の断指と刺青」科学警察研究所報告(防犯少年編)12巻2号(1971年)41頁以下。
- (96) 山本・前掲注(70)52頁では、調査対象者の約4割が断指していることと併せ、当該調査結果から、反社会勢力関係者の身体的特徴として、タトゥーと断指が示されたとされる。
- (97) 法務省法務総合研究所編『平成12年版犯罪白書』(大蔵省印刷局・2000年)。
- (98) 警察庁編『平成5年版警察白書』(大蔵省印刷局・1993年)。
- (99) 山本・前掲注(70)53頁以下。その他、反社会勢力の資金源が経済活動の中心となった、あるいは暴力団排除条例の施行に伴い、私生活上の不自由さが際立ったこと等も挙げられる。
- (100) 山本・前掲注(70)55頁。なお、同・前掲注(5)52頁において、一説では、5,000名存在するとも指摘される。
- (101) 山本・前掲注(70)55頁。
- (102) 山本・前掲注(5)173頁以下。

5. タトゥーに対する刑事的規制

(1) 違式註違条例

4. タトゥー文化概念の変遷においても若干触れたように、江戸時代において、伊達彫を中心としたタトゥーの流行の反面、幕府により、2度の規制がなされている。山本教授によると、「1811(文化8)年8月

の町触と 1842（天保 13）3 月 8 日に町奉行所により出された御触れ（禁令）、『彫物御停止令』によりそれぞれ禁じられた」とされている⁽¹⁰³⁾。但し、喜田川守貞『守貞謄稿』に「然れども 4・5 年にて令緩み」とあるように、「間もなく忘れられてしまひ、矢張り其の間の處罰されたものはなく、江戸時代の末に輿力をして居た人の話に依っても文身した者を探すとか取調べるとかこれを取締らう等と云う事は一向問題にして居なかつた」とのことである⁽¹⁰⁴⁾。

明治に入ると、上述のとおり、わが国のタトゥーは開国と同時に来日した外国人を通じ、一気に海外に知れ渡ることになる。しかし、同時に外国人の「まなごし」を意識し始めることに繋がったとされる⁽¹⁰⁵⁾。つまり、1868 年 8 月に、横浜において、触書「日雇人足等裸体禁止」が示され、その後、1872 年 11 月に東京府が「裸体禁止令」（東京府第 736 号布達）により、裸体が禁じられた⁽¹⁰⁶⁾、あるいは、1869 年 4 月に堺和錦蔵備中淺尾議員より、「身體へ黥スルヲ禁之議」が提出されたのは、外国人に対する対応の表れであろう⁽¹⁰⁷⁾。

なお、それ以前の 1868 年 12 月になされた長崎府からの伺いに対し、「追放・入墨に換わる徒刑の振合について『敲のうえ重追放相当の者 1,800 日、重追放 1,440 日、中追放 1,080 日、軽追放 720 日、長崎市中払 540 日、長崎払 360 日、所払 200 日、入墨 400 日』と回答しており⁽¹⁰⁸⁾、また、1870 年に刑部省は、墨刑を廃止し、従来、当該刑罰に当たる行為については、「主として笞杖実決処分とする」とした⁽¹⁰⁹⁾。

そして、1872 年 3 月 28 日に下記の 5 条からなる東京府布達⁽¹¹⁰⁾が示された。

「○ 壬申三月廿八日

- 一 裸體又ハ祖褌ニテ往来致シ候儀ハ勿論見世先其外総テ往還見通シ之席ハ同様不相成候事
- 一 男女入込洗湯不相成候事

但湯屋二階并入口等ハ葭簀暖簾之類下ヶ置往還ヨリ見通シ不相成候様可致事

- 一 春画ハ勿論都テ猥ヶ間敷錦繪之類賣買候儀不相成事
- 一 俗ニエンキト唱ヘ陰莖之形ヲ模造シ賣買候儀ハ勿論仮令小兒之翫物タリトモ右様之品取扱候儀不相成候事
- 一 俗ニホリモノト唱身体ヘ刺繡イタシ候儀不相成候事

これに違反した場合には、取締組において厳密に処置をする旨、記されて⁽¹¹¹⁾いた。その後、東京府は、従来の東京布達として示されてきた禁令や五人組法を基礎とし、都市的・日常的な秩序維持のための禁令を集成し、23ヶ条の違式罪目と25ヶ条の註違罪目からなる「東京違式註違条例」⁽¹¹²⁾を同年11月8日に制定し、同月13日より施行した。「東京違式註違条例」は、「今般別冊条例之通司法省ニ於テ施行可相成」としていることから明らかなように、東京府下に布達されたものではあるものの、司法省が所轄するものであったことが判る。⁽¹¹³⁾

「東京違式註違条例」1条は、「違式ノ罪ヲ犯ス者ハ75銭ヨリスクナカラス1圓50銭ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス」とし、その11条において、「身体に刺繡を為セシ者」と違式罪目として規定し、タトゥーを禁止した。⁽¹¹⁴⁾なお、「東京違式註違条例」前に、東京府は、度々、東京府達を発しているが、「明治4年11月29日東京府達 區々正副戸長」では、

「府下賤民共衣類不著裸體ニテ稼方イタシ或ハ湯屋へ出入候者モ間々有之右ハ一般ノ風習ニテ御國人ハ左程相輕シメ不申候得共外國ニ於テハ甚タ之ヲ鄙ミ候ヨリ銘々大ナル恥辱ト相心得我カ肌ヲ顯シ候事ハ一切無之由然ルニ外國ノ御交際追々盛ニ相成リ不下ノ儀ハ別而外國人ノ往來モ繁ク候處右様見苦敷風習此儘差置候テハ御國體ニモ相拘り候ニ付自今賤民タリ比決シテ裸體不相成候條稼方ニ付衣類ヲ著シ不便ノ者ハ半纏又ハ股引腹掛ノ内相用ヒ全身ヲ不顯様屹度相慎ミ可申萬一相背候者有之ニ於テハ

取締組ニテ差押へ可申答ニ候條此旨兼テ相心得候様小前末々迄無洩様可
申諭者也⁽¹¹⁵⁾

と示されている。上述のように、タトゥーについても、外国を意識し、
鄙俗な行為に対し、懸念していたことが推測される。そして、明治6年
7月19日に「地方違式註違条例」(太政官布告256号)が制定され、こ
れを範として、全国各府県において、同様の条例が制定されるに至っ
た。⁽¹¹⁸⁾ いずれも、このように、罪条は処分対象を規定するのみであり、処
分手段は、総則規定内に定める方式が採用されていた。「地方違式註違
条例」においても、東京府違式註違条例と同様の規定を設けたが、宮川
教授によると、「地方違式註違条例の規定内容は、地方の便宜により増
減することが」可能であったため、「地方違式註違条例の規定内容は、
各府県によって異なっていた」ようである。⁽¹¹⁹⁾ なお、宮川教授は、タ
トゥー禁止に関する規定については、① 自己の身体にタトゥーを入れる
行為を違式罪目として処罰するもの、② タトゥーに関する規定を置
いていないもの、③ 違式註違条例制定時にはタトゥー禁止に関する規
定を設けていなかったものの、その後の改正により、違式罪目に追加し
たもの、④ 自身の身体にタトゥーを入れるもののみならず、業として
他人の身体にタトゥーを施す彫り師も違式罪目として処罰していたも
の、⑤ 違式註違条例制定時には自身の身体にタトゥーを入れる行為を
処罰していたものの、その後の改正により、当該規定を削除したものの
5つに大別することが可能であると、特に④のパターンである神奈川県
違式註違条例24条が、「身体へ刺繡ヲ為ス者及ヒ業トスル者」を違式
罪目としていた点につき、「旧刑法の規定につながるもの」であり、「注
目に値する」と指摘される。⁽¹²⁰⁾

その後、司法省より、「明治6年8月12日 司法省布達第130号」が、⁽¹²¹⁾

「今般各県違式註違ノ条目御布告相成候処右条目ノ儀ハ國中ノ安寧人民ノ

健康ヲ警保スル所以ニ有之候条各地方人民悉ク承知不致候テハ不相成儀
ニ付戸長副戸長ノ設ケアル処ハ必ス之ヲ掲榜シ遺漏無之様可致候事
但シ右掲示ハ三十日間刑事ノ限ニアラス候事」

としていることから、その周知をなすことの重要性が示されている。なお、1876年7月5日付の讀賣新聞では、「刺青者に鑑札」として、「このせつ分署にて刺繍の検査が始まり、勇みの兄い達が残らず肌を改められ、鑑札をお渡しになります」との記事が、また、同年7月24日付の讀賣新聞では、「くりからもんもん一網打尽」として、「このせつお調べに成った体へ刺繍をしておるものは、一方面の4署へ出たのが(5月31日より7月20日まで)298人、内女が1人、一方面3署へ出たものが70人余、六方面1署へ出たものが800人、五方面5署へ出たものが360人、千住の分署へ出たものが160人、内小塚原の娼妓が2人、この外はまだ調べがよく知れませんが女もだいぶある様子」との記事が示されている。⁽¹²²⁾

(2) 旧刑法

「明治政府による近代法体制の形成事業、すなわち西欧近代法の原理(「泰西主義」)にもとづく諸法典の編纂作業と司法制度改革」が江藤新平司法卿により推進されることになった。そして、司法制度調査の後に、G. E. Boissonadeが、Georges Hilaire Bousquet等とともに、司法省の法律顧問として、立法事業に参与することになった。⁽¹²³⁾ 西欧型近代刑法の編纂は、1875年5月4日の本省職制章程と同年8月30日の本省総則及各課章程により、部内において機構整備を図った後に、刑法改正草案を起草するために新たな部局が開かれ、大木喬任司法卿は、刑法草案取調掛を命じ、⁽¹²⁴⁾ 1876年1月4日に刑法改正の議が上奏された。⁽¹²⁵⁾ その後、様々な修正、および議を経て、「上奏された元老院の修正案(「刑法審査修正案」)は、法制部に回付され、4月20日、『右ハ不都合無之ニ付修

正ノ通り御布告相成可然哉』との同部の稟議を得、また5月11日には、外務省から刑法等の速やかな公布の要請があったこともあって⁽¹²⁶⁾、1880年7月17日太政官布告第36号として、旧刑法が公布された。これにより、違式註違条例に規定されていた内容は、「旧刑法」第4編において、違警罪（contravention; Übertretung）として71種類を5群（425条～430条）に分けて規定されたことに伴い、違式註違条例は廃止された。

旧刑法428条は、「左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ1日ノ拘留ニ處シ又ハ10錢以上1圓以下ノ科料ニ處ス」とし、その9号において、「身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者」と定めた。⁽¹²⁸⁾よって、(1) 違式註違条例と異なり、自身の身体にタトゥーを入れる行為だけでなく、彫り師が、業として他者の身体にタトゥーを施す行為も処罰されることになったのである。⁽¹²⁹⁾なお、当該条文の注釈では、

「身體ニ彩文ヲ爲スノハ寔ニ天理ニ戻リ身體ヲ玩物ト爲シ恥ツ可キノ甚シキモノナリ然ルニ下賤ノ人民ハ身體ニ刺文ヲ爲スヲ以テ榮譽トシテ人ニ誇ノ惡弊アリ故ニ身體ニ刺文ヲ爲ス者及ヒ人ノ爲メ刺文ヲ爲シテ之ヲ家業トスル者ヲ罰スルナリ既ニ明治5年11月身體ヘ刺繡スルノ禁令アリ以後其犯人ヲ違式罪ニ問ヘリ其禁令以前刺繡シタル者ニハ證書ノミヲ與ヘ衣服ヲ以テ遮蔽シ其醜體ヲ露ハサ、ラシメ之ヲ露ハス時ハ仍ホ違式罪ヲ以テ處セリ」

とされていた。⁽¹³⁰⁾この点につき、山本教授は、「彫り物をした者は『これは以前のもの』と警察でうまく申し開きをすれば時効とされ、放免」となり、また、「罪が軽微なこともあり、彫り物を依頼する側にとって取締はさほど深刻なものではなかったと考えられる」が、これに対し、「悪い監修は元から絶たなければとの発想か、警察は客よりは彫師を重点的に取り締まった」とされる。⁽¹³¹⁾

(3) 警察犯処罰令

「旧刑法」施行前後において、政府部内からは、すでに「『新刑法治罪法頒布已來幾ント茲ニ1周年ニシテ早晚其実施ノ期ナカルヘカラス謹ンテ2法ヲ読むニ本邦今日ノ時〔事〕態ニ適當セサル条項実ニ枚挙ニ遑アラス』（『新刑法治罪法に対する意見』断簡－『岩倉具視関係文書』所収）」といった認識がひろがるとともに、寺島宗則・大木喬任ら参議の刑法改正意見が太政大臣に提出され、内閣で回覧に供されていた⁽¹³²⁾とのことである。そして、1881年2月24日の審査局「刑法附則」草案上進（公文録）を皮切りに議論が重ねられ⁽¹³³⁾、1907年4月24日法律第45号として、「刑法」が公布され、1908年10月1日より、施行されるに至った。その間、1885年9月24日に「違警罪即決例」（太政官布告第31号）⁽¹³⁴⁾が公布され、また、1890年9月18日に「命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件」（法律第84号）⁽¹³⁵⁾、および「省令庁令府県令及警察令ニ関スル罰則ノ件」（勅令第208号）⁽¹³⁶⁾が公布されているが、刑法の公布・施行に伴い、旧刑法は、1908年10月1日廃止されている。なお、違警罪に関しては、大日本帝国憲法9条が、「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」と規定していたことに鑑み、「違警罪の如く軽微な事項は、正しくこの規定を利用して、命令で定むべきもの」と考えられ⁽¹³⁷⁾、刑法上規定はなされず、代わりに同年9月29日の「警察犯処罰令」（内務省令第16号）において規定されることになった。なお、1908年3月28日公布の「刑法施行法」（法律第29号）1条は、「本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治13年第36号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ」と定め、また31条は、「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス」と規定している。

「警察犯処罰令」は、1条乃至4条からなり、その2条24号は、

「左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ30日未滿ノ拘留又ハ20圓未滿ノ科料ニ處ス24自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者」

と規定した。つまり、「警察犯処罰令」は、自身の身体にタトゥーを入れる行為、および他人の身体にタトゥーを施す行為を処罰の対象としたのである。なお、当該条文の注釈は、

「人ノ身體ハ自然ニ發達セシムルヲ美德トス、紅粉ヲ装ヒ鐵將ヲ施スカ如キハ敢テ之ヲ咎ムル必要ナキモ皮膚ニ刺文ヲ施スカ如キハ肉體ヲ毀傷スルモノニシテ善良ナル風俗ヲ維持スル上ニ於テ之ヲ許スヘカラス、古來紋々奴ト稱スルノ徒競フテ之ヲ施シ却テ其意氣ヲ示セリ、今尙ホ或ル種類ニ屬スル者ニ在テハ好シテ此弊ニ倣フモノアリ、是即チ本號ノ規定アル所以也」

とされていた。⁽¹³⁸⁾

「旧刑法」との違いであるが、「旧刑法」が、「之ヲ業トスル者」を対象としていたのに対し、「警察犯処罰令」は、そのような制限は設けていない。この点につき、

「本號ハ舊刑法第428條第9ヲ改正シタルモノナリ舊刑法ニ於テハ刺文ヲ業トスルニアラサレハ他人ノ身體ニ刺文ヲ爲シタル者ヲ處罰スル能ハサリシヲ以テ本號ニ於テハ總テノ場合ヲ包含スルコトト爲セリ」

と説明されていた。⁽¹³⁹⁾ また、「旧刑法」においては、その刑罰は、「1日ノ拘留ニ處シ又ハ10錢以上1圓以下ノ科料ニ處ス」とされていたのに対し、「警察犯処罰令」においては、「30日未滿ノ拘留又ハ20圓未滿ノ科料ニ處ス」とされていることから、その法定刑の上限は、著しく重くなっているといえよう。⁽¹⁴⁰⁾

その他、宮川教授は、1906年5月2日法律第47号として公布された「旧医師法」との関係に言及されている。「旧医師法」11条は、「免許ヲ受ケシテ醫業ヲ為シタル者ハ6月以下ノ懲役又ハ5百円圓以下ノ罰金ニ處ス」と規定されていたが、「当時、業として他人の身体に入れ墨を施す行為が、医業に該当すると解されていたならば」、彫り師を医師法違反で処罰することは可能であった。しかし、「警察犯処罰令」2条24号において、あえて「他人ノ身體ニ刺文シタル者」と規定する必要性は低かったにも関わらず、このように規定したのは、高山教授と同様、「業として他人の身体に入れ墨を施す行為は、医業に該当しないとの理解を前提としていたといえる」と指摘される。⁽¹⁴¹⁾

(4) 軽犯罪法

1931年8月31日法律第66号により、「違警罪即決例」は一部改正されたものの、⁽¹⁴²⁾「警察犯処罰令」とともに警察権行使の裏付けとして用いられ続けたが、日本国憲法31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とした。そのため、警察犯 (Polizeidelikt) に対しても、法律による根拠が必要となったが、「違警罪即決例」が太政官布告、「警察犯処罰令」が内務省令であったことから、これに抵触するため、廃止されることになった。「違警罪即決例」については、「裁判所施行法」(1947年4月16日法律第60号)1条が、「明治23年法律第106号、大正2年法律第9号、昭和10年法律第30号、昭和13年法律第11号及び違警罪即決例は、これを廃止する」とし、附則において、「この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する」と規定されていたことから、これに伴い廃止された。但し、「警察犯処罰令」については、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」(1947年4月18日法律第72号)1条が、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和22

年12月31日まで、法律と同一の効力を有するものとする」と規定し、次いで「昭和22年法律第72号日本国憲法施行の際現に効力を有する法令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律」（1947年12月29日法律244号）1条の4が、「左に掲げる法令は、国会の議決により法律に改められたものとする」とし、「警察犯処罰令」もこれに含まれ、また同条2項が、「前項に掲げる法令の効力は、暫定的のものとし、昭和23年5月2日までに必要な改廃の措置をとらなければならない」と規定していたことから、これに代わる法律が施行されるまでの経過措置として、2回に亘り、内容を変更せず、形式のみを法律とする取扱いがなされた。⁽¹⁴³⁾そして、1948年5月1日に「軽犯罪法」（法律第39号）が公布され、翌2日より施行されたことにより、同法の附則が「警察犯処罰令は、これを廃止する」と規定していたことに基づき、これが廃止されるに至った。⁽¹⁴⁴⁾「軽犯罪法」とは、「国民の日常生活における卑近な道徳律に違背する比較的軽微な犯罪とこれに対する刑罰とを規定した刑事実体法である」⁽¹⁴⁵⁾。軽犯罪法については、目的を定めた規定は存在しないため、その沿革等から判断すると、軽犯罪法の規定対象につき、「その時代のその社会に生活する人々の常識として、当然道徳的非難の対象とされることがらをとり上げて規定している」ことに照らし、当該法律の「内容自体は、時代により変遷し得るものである」⁽¹⁴⁶⁾と解される。

「軽犯罪法」において、タトゥーに関する規定が設けられなかった理由につき、「刺文（いれずみ）は外国にも多く行われ、日本でも遠く上代から廣く行われたことが文献に見えて居り、特に江戸時代後半以降下層社会に浸透し、現在に至るまで盛んに行われている。しかし一度刺文をすれば消し難いので1回限り、これに軽い刑罰を加えても無意味であり、又同一の犯罪に對し數回處罰に及ぶ虞れがある。勿論文化の向上するに従って廢絶される風習であると考えられるので、自然に放置しておいても別段の弊害はあるまいというのが軽犯罪法でこれを収めなかった理由である」⁽¹⁴⁷⁾とされる。つまり、① タトゥーを入れると消すことが困

難であり、1 回限り軽い刑罰を科しても無意味であり、② 同一の犯罪につき、複数回処罰されるの可能性がある、また、この点は予想通りにはならなかったものの、③ 文化の向上により、タトゥー文化が廃絶されるであろう、等の理由により、軽犯罪法に規定せずとも弊害はないと考えたようである。⁽¹⁴⁸⁾ この点につき、宮川教授は、当該理由は、タトゥーを身体に入れることを不可罰にした理由であって、他人の身体にタトゥーを施す行為につき、不可罰にする理由が示されておらず、前者を不可罰とし、後者については処罰を可能にする立法も想定され得るため、「他人の身体に入れ墨を施す行為を不可罰にした理由について一言あってしかるべきであるにもかかわらず言及されていない」と評される。⁽¹⁴⁹⁾

山本教授は、「軽犯罪法に基づいて全国一律に彫り物の施術師と依頼者が処罰されることはなくなった」と解する。⁽¹⁵⁰⁾ 同様に宮川教授も、「国民医療法」(1942 年 2 月 25 日法律第 70 号) 8 条 1 項が、「醫師ニ非ザレバ醫業ヲ、齒科醫師ニ非ザレバ齒科醫行ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定し、「医師法」(1948 年法律第 201 号) 17 条が、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定していたことに照らし、医師免許を有しない彫り師については、理論上は処罰可能であることから、「もし、その当時、入れ墨を業として他人に施す行為が医業に該当すると理解されていたならば、軽犯罪法で入れ墨の規定を置かないだけでは、彫り師の不処罰は担保されない」が、高山教授同様、「刺青を業として施す行為は、医業に該当しないとの解釈を前提として」処罰は廃止されたものであると解される。⁽¹⁵¹⁾

(5) その他

その他、タトゥーに関する法規としては、① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、および② 青少年条例が存在するため、これらも簡単に概観しておくことにする。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

『平成元年版警察白書』によると、「暴力団は、今や経済的利益を求めてその活動範囲を拡大し、正に市民生活と経済活動を食い物にする犯罪組織となっている。しかも、暴力団の大規模化、系列化はその脅威を一層深刻なものとしている。この暴力団による脅威と害悪を除去するためには、暴力団員による個々の犯罪の防圧、検挙のほか、暴力団という組織そのものの壊滅が必要である。警察は、このような観点に立って、一貫して断固たる厳しい姿勢で、取締りと暴力団排除活動を推進している」が、「その壊滅へ向けての暴力団対策は、次のように、従来にも増して困難となってきた」ことから、「暴力団の壊滅に向け、その対策を一層強化、発展させていかなければならないが、今後は、これと併せて、外国法制等も参考としつつ、暴力団の壊滅をより効果的に実現するために必要な法制度の整備についても積極的に検討していかなければならない」との認識がもたれていた。⁽¹⁵²⁾ その結果、外国法制調査、現行法上の問題点の抽出等がなされ、暴力団対策研究会を設置し、検討の後に1991年5月15日に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」⁽¹⁵³⁾（法律第77号）が公布された。但し、当初は、当該法律において、タトゥー規制に関する条項は存在しなかった。

その後、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（1993年7月7日乙刑発第7号）によると、「最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為を禁止し、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化するとともに、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するために都道府県公安委員会が行う落ちについての規定を整備するほか、暴力的要求行為に係る規定を整備する」⁽¹⁵⁴⁾等の趣旨により、1993年5月12日法律第41号による改正がなされた。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律24条は、「指定暴力

団員は、少年に対して入れ墨を施し、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあっせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない」とし、また、同法 25 条は、「指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならない」と規定した。そして、同法 26 条 1 項は、「公安委員会は、指定暴力団員が第 24 条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認め、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる」とし、同条 2 項は、「公安委員会は、指定暴力団員が第 24 条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、1 年を超えない範囲内で期間を定めて、少年に対して入れ墨を施すこと、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘すること又は資金の提供、施術のあっせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる」と規定している。さらに、同法 27 条は、「公安委員会は、指定暴力団員が第 25 条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、1 年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に対して第 24 条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆すこと又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するために必要な事項を命ずることができる」と規定した。当該規定の趣旨としては、「入れ墨は、指詰めとは異なり、真に入れ墨を受ける者の同意がある場合に

は他人が行ったとしても傷害罪が成立しないことや最近では一部の若者など暴力団員以外の者が行っている実態もあることから、指詰め比べて社会的不当性は高くないと考えられる」ため、「今回の改正では入れ墨については、是非弁別能力が未熟であり周囲の環境等の影響を受け易い少年に対する行為に限定して禁止することとし、これによって少年が無思慮に入れ墨を入れてしまい、以後暴力団との関係が断ち難くなる等将来にわたって禍根を残すことを防止しようとしたものである」とされる⁽¹⁵⁵⁾。なお、同法 26 条、および同法 27 条の命令に対し、違反した者については、同法 46 条 7 号、および同条 8 号により、1 年以下の懲役、または 50 万円の罰金に処すことが規定されていたが、その後、2012 年 8 月 1 日法律第 53 号に基づく改正により、現在は、同法 47 条 10 号・11 号において、「3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と加重されるに至っている⁽¹⁵⁶⁾。

② 青少年条例

宮川教授によると、青少年条例においては、戦後の制定当初は、18 歳未満の青少年に対するタトゥーに関する規制を設けている自治体はみられなかったものの、2020 年 1 月 1 日現在において、当該規制を設けていないのは、青森県、秋田県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、大阪府、および佐賀県のみであり、その他の道府県においては、罰則付きの規制条項が設けられているとのことである⁽¹⁵⁷⁾。

タトゥーに関する規制を青少年条例において初めて設けたのは愛媛県であったようであり、当時は、3 万円以下の罰金が設定されていたようである⁽¹⁵⁸⁾。現在の愛媛県青少年保護条例 11 条は、「何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年の身体に文字、絵画等をほりこんでいれずみをし、若しくはこれをさせ、又はこれを勧誘し、若しくは周旋してはならない」とし、同条例 18 条 3 項は、「第 11 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と規定する⁽¹⁵⁹⁾。

なお、岐阜県においても、1960年11月10日条例第37号として、「岐阜県青少年保護条例」が制定されており、同条例24条は、「何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為の周旋をしてはならない」とし、同条例49条1号により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされており、概ね他の道府県と同様の規定が設けられている。⁽¹⁶⁰⁾

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、あるいは青少年保護条例のいずれも、タトゥーを入れることを禁止するものではなく、タトゥーを施すこと等を処罰の対象としており、その趣旨は、青少年の将来に対する様々な弊害・悪影響等を防止することにある。但し、前者は少年に対し、タトゥーを入れることの強要等に関する行為につき、中止命令等に違反することを処罰の対象としているのに対し、後者は、タトゥーを施す行為そのものを禁止している点に違いがある。また、後者については、「青少年に入れ墨を施すことを周旋する行為、青少年に対して入れ墨をするように勧誘し、あおり、そそのかし、および強要する行為、並びに青少年に対し入れ墨を施すための場所を提供する行為については、青少年条例による規制対象とするかどうかは相違が」あり、当該行為に対し、規定を設けることについては、「青少年に対する入れ墨の施術が実行されなくても、これらの行為を処罰できる点で意味がある⁽¹⁶¹⁾」。

以上のことからすると、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、あるいは青少年条例のいずれにおいても、少なくともタトゥーを入れることは直截に禁止されているわけではなく、また、タトゥーを施す行為につき、すべての都道府県において、青少年保護条例において禁止規定を設けていないことからすると、国および地方自治体は、全面的にこれを禁止するものではなく、あくまでも弊害・悪影響否定できないとの視点から、啓発等により、これに対応することを念頭においている

ものと考えられる。⁽¹⁶²⁾

- (103) 山本・前掲注 (70) 118 頁・119 頁, 同・前掲注 (70) 37 頁。なお, 玉林・前掲注 (72) 115 頁・116 頁。
- (104) 玉林・前掲注 (72) 299 頁・300 頁, 井上泰宏『入墨の犯罪学的研究』(立花書房・1949 年) 28 頁。なお, 山本教授によると, 「幕府は江戸城下の消防組織として定火消を直轄し, 消防作業員として全身に彫り物を施した臥煙を抱えており, 事実上彫り物を黙認していた」ともされる (山本・前掲注 (70) 119 頁)。
- (105) その詳細につき, 今西一『近代日本の差別と性文化－文明開化と民衆世界』(雄山閣出版・1998 年) 138 頁以下参照のこと。
- (106) 長谷川栄子「明治 5 年の巡幸における府県庁の対応－民衆への布達に視点を置いて」熊本大学社会文化研究 4 号 (2006 年) 393 頁。
- (107) 山本・前掲注 (70) 121 頁・122 頁。「身體へ黥スルヲ禁之議」においては, 「俗ニ鳶ノ者駕籠昇渡り中間ト唱ル者元来無知ナレハ父母ニ受得タル身體ノ大切ナルヲ知ラス裸體ヲ榮トシ膚ニ人物花鳥ノ黥ヲナシ自ラ傷ルハ愍ムヘシ且外國人ニ對シ甚恥ヘキ事也亦罪ヲ犯シタルモノ墨刑ノ跡ヲ消サンカ為メ畫圖ヲ黥スルアリサレハ刑典ニモ妨アルヘシ舊幕府ニ於テモ禁制ナレモ基本ヲ斷セサル故惡風止マサル也依テ其黥ヲ内職ニナス者ハ嚴刑ニシヨセラレルヘキ旨豫メ揭示シ後犯スモノアラハ刑典ニ処シ衆ニ示タマハ、相止ヘクト奉存候」と記されている (『議事録第 3 第 20』 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/995299>) 1 丁)。なお, 神本秀爾「縄文タトゥー復興プロジェクト『縄文族 JOMON TRIBE』に関する予備的考察」久留米大学文学部紀要国際文化学科編 36 号 (2019 年) 85 頁。
- (108) 重松一義『日本刑罰史年表 [増補改訂版]』(柏書房・2007 年) 129 頁。
- (109) 重松・前掲注 (108) 134 頁。但し, 新律綱領施行までは, 継続していた藩も存在したようである。なお, 新律綱領につき, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1366244> 参照のこと。
- (110) 東京府編纂『宦途必携付録 1』 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/994758>) 50 丁。なお, 当該東京都布達につき, 小山剛「職業と資格－彫師に医師免許は必要か」判時 2360 号 (2018 年) 41 頁は, 「明治政府は 1872 (明治 5) 年 3 月に市中風俗取締令で『ホリモノ』を禁止」したと表現する。
- (111) 東京府編纂・前掲注 (110)。なお, 「取締組」とは, 「東京違式違違条例」

では、「邏卒」となり、その後、現在の警察機構に発展するものである。

- (112) 内閣記録局編『法規分類大全〔第27〕刑法門（第3-5）違警罪目、罰則、懲治』（<https://dlndl.go.jp/infondljp/pid/994199>）4頁以下。なお、東京違式註違条例につき、司法省は、1872年10月に「当分之内仮定之心得ヲ以テ施行可致事」との但書を付けて、正院宛に制定を申し出ている。東京違式註違条例に併せ、「警保寮職制及び章程」と「東京番人規則」が定められている。この点につき、鈴木康夫「明治維新と近代警察制度」警政20号（2018年）263頁以下等。
- (113) 内閣記録局編・前掲注（112）4頁。なお、坂詰智美「東京違式註違条例の創定過程について」専修総合科学研究11号（2003年）266頁では、「この条例の草案作成は、東京府が独断で作成していたのではなく、司法省側からの要請で東京府が草案作成の任にあたったのではないかとと思われる」とされる。併せて、同・254頁以下も、参照のこと。また、東京違式註違条例の施行状況の詳細につき、同「東京違式註違条例の施行状況に関する一考察」専修総合科学研究12号（2004年）256頁以下。
- (114) 内閣記録局編・前掲注（112）4頁。なお、同3条は、「違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スルヲ左ノ如シ一 違式 答罪 10ヨリ少ナカラス 20ヨリ多カラス 二 註違 拘留 1日ヨリ少ナカラス 2日ヨリ多カラス」と規定している。
- (115) 内閣記録局編〔石井良助＝林修三復刻版監修〕『法規分類大全 刑法門（2）』（原書房・1980年）3頁。
- (116) なお、松永しのぶ「違式註違条例と外国人への『御体裁』－裸体といれずみの禁止を巡って」文化資源学9号（2010年）59頁は、「『不体裁』で『恥』である身体は、『醜』体であり、『醜』体の範囲は取締るものという意識がだんだんと共有されるように」なり、「その過程で、実際に外国人にとって恥であったものだけでなく、為政者が想定した醜い身体も含まれる」ようになったのがタトゥーであるとされる。よって、「実は外国人のいれずみに対する評価は、決して悪いものではなかった」と述べられる。これに対し、森田貴子「違式註違定海」歴史と地理582号（2005年）35頁は、タトゥーは、「竜虎、牡丹唐獅子などが彫られ、入れ墨をする者には火消しや雲助などが多く、「けんかや祭りで幅を利かせるため」であり、「治安と風俗取締りのため禁止された」と解される。
- (117) 内閣記録局編・前掲注（112）50頁以下。「地方違式註違条例」は、違式罪目として36種類（但し、各地方の便宜により、斟酌増減可）、註違罪目とし

- て47種類の犯罪が規定され、前者に対しては、75銭から150銭までの贖金が追徴され、後者に対しては、6銭2厘5毛から12銭5厘までの贖金が追徴されていた。なお、「地方違式註違条例」も、「東京違式註違条例」と同様に、同3条において、「違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スルノ左ノ如シ一 違式答罪10ヨリ少ナカラス20ヨリ多カラス 二 註違 拘留1日ヨリ少ナカラス2日ヨリ多カラス」と規定している。
- (118) 春田国男「違式註違条例の研究－文明開化と庶民生活の相克－」別府大学短期大学部紀要13号（1994年）33頁。
- (119) 宮川基「入れ墨をめぐる刑事規制の歴史」小山ほか編・前掲注（4）64頁。
- (120) 宮川・前掲注（119）64頁・65頁。
- (121) 内閣官報局『法令全書・明治6年』（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787953>）1735頁・1736頁。
- (122) 明治ニュース事典編纂委員会編『明治ニュース事典第1巻（慶応4年－明治10年）』（毎日コミュニケーションズ・1983年）本編35頁。
- (123) 西原春夫＝吉井蒼生夫＝藤田正＝新倉修編著『旧刑法〔明治13年〕（1）』（信山社・1994年）5頁〔吉井蒼生夫〕。なお、「1873年（明治6年）7月から並び施行されることになった新律綱領と改定律例における不権衡・不備を是正し補充するとともに、西欧型近代刑法の規定を一部とりいれながら時代に即応させるねらいとして、両法典の改正案が、翌年には左院において編纂された」とのことである（同・6頁）。
- (124) 吉井蒼生夫＝藤田正＝新倉修編著『旧刑法別冊（1）刑法草按注解（上）』（信山社・1992年）4頁〔吉井蒼生夫〕。なお、旧刑法草案の詳細につき、早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』（早稲田大学出版部・1976年）参照のこと。
- (125) 「『広く各国ノ律書ヲ研シ比較考証以テ寰宇普通ノ成典』を編纂する必要を説くとともに、『必ス当年中ヲ以テ古ヲ改メ新ヲ施ノ事ニ至ラン期ス』と決意を述べた（吉井ほか・前掲注（124）6頁〔吉井蒼生夫〕）。
- (126) 吉井ほか・前掲注（124）10頁〔吉井蒼生夫〕。なお、旧刑法編纂とGustave Émile Boissonade de Fontarabieの関係の詳細につき、吉井ほか・前掲注（124）11頁以下〔藤田正〕。
- (127) 旧刑法第4編の違警罪の特徴につき、熊倉武『輕犯罪』（日本評論社・1950年）28頁は、「ナポレオン刑法の規定した違警罪條項を形式的・表見的に

は模寫しながらも、より多く東洋的教項をくわえ、さらに多分に封建的明治官僚の人民支配のための行政警察的取締規定がとりいれられている」点にあるとする。旧刑法編纂における Boissonade の主張を排斥した違警罪の編成を分析するにつき、渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説－大逆罪・不敬罪を素材として－」社会科学研究 30 卷 5 号 (1979 年) 90 頁における、「天皇という『位』には政治権力を一元的に集中しながら、現実の天皇の恣意的意思については国家の運営から周到に排除するシステムをとったと思われる。そうすることによって一方では国家はその合理的支配を担保すると同時に、他方支配のイデオロギーとしては逆に“万世一系の天皇支配”を強調しその象徴として現実の天皇を存分に運用しえたのではなかろうか。こういう支配の合理的性格と人格的な支配イデオロギーの乖離・使い分けこそ天皇制国家の秩序の特殊なありようの背後にあるものであった」との分析は参考にならう。なお、旧刑法と同時に太政官布告第 37 号として、「治罪法」も公布されている。これらにつき、重松・前掲注 (108) 150 頁。なお、違警罪に関する手続については、治罪法 38 条、49 条乃至 53 条、321 条乃至 338 条参照のこと。

- (128) 「旧刑法」9 条は、「左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト爲ス」として、拘留、および科料を規定している。なお、1877 年の「日本刑法草案」476 条は、「左ノ諸件ヲ犯ス者ハ 1 日以上ノ拘留又は 10 銭以上 1 圓以下の罰金ニ處ス」とし、12 号で「身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者」とされている。
- (129) 宮川・前掲注 (119) 66 頁は、「業として他人の身体に入れ墨を施す行為は、東京違式註違条例には処罰規定はなく、地方違式註違条例についても、私が確認できた限りでは、神奈川県違式註違条例に処罰規定があったに過ぎない」とする。
- (130) 村田保『刑法註釋再版卷 8』(内田正栄堂・1881 年) 21 丁。
- (131) 山本・前掲注 (70) 144 頁・145 頁。
- (132) 内田文昭＝山火正則＝吉井蒼生夫編著『刑法〔明治 40 年〕(1) - I』(信山社・1999 年) 4 頁〔吉井蒼生夫〕。
- (133) 刑法制定過程につき、内田ほか編著・前掲注 (132) 45 頁以下〔吉井蒼生夫〕。なお、Boissonade は、その過程において、「第 4 編 (違警罪) においては、旧刑法が直ちに各本状を規定していたのに対し、まず『通則』を掲げ、次いで第 1 章を『公益ニ関スル違警罪』、第 2 章を『一個人ニ対スル罪』とし、第 1 章中に安寧、静謐、道路安全、信用、健康・衛生、風儀に関する罪の 7 節、第 2 章中に身体、財産に対する罪の 2 節を設け、このもとに各本条を整然

と定めている」とされる（内田文昭＝山火正則＝吉井蒼生夫編著『刑法〔明治40年〕（1）－Ⅱ』（信山社・2009年）16頁〔内田文昭〕、156頁以下〔資料31〕明治18年「ボアソナーの刑法改正案（日本刑法草案）」）。

(134) 内閣記録局編・前掲揚（112）83頁以下。「違警罪即決例」1条は、「警察署長及び分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私権ハ此限ニ存ラス」とし、同2条は、「即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得」等の規定から、警察裁判権を一元化していることがわかる。旧刑法における違警罪が行政警察的取締法令として機能し、これと併せて違警罪即決例が警察裁判権を法定したことにより、当時の行政警察的な取り締まりの在り方が確立したといえよう。違警罪即決例につき、田辺保皓『違警罪即決例詳解』（日本警察新聞社・1921年）参照のこと。但し、「違警罪即決例」については、1889年2月11日大日本帝国憲法が公布、1890年11月29日に施行され、同24条は、「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルハコトナシ」、同57条1項は、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」、同条2項は、「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」、また同58条1項は、「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」と規定されたことから、1890年2月10日に「裁判所構成法」（法律第6号）、同年10月7日に「日々刑事訴訟法」（法律第96号）が制定され、第25帝国議会から第28回帝国議会に亘り、廃止の法律案が提出された。しかし、「違警罪即決例」の必要性から、大日本帝国憲法76条1項が、「法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ総テ遵由ノ効力ヲ有ス」との規定に基づき、継続がなされた。

(135) 「命令ノ条項ニ違犯スル者ハ各其ノ命令ニ規定スル所ニ從ヒ2百圓以内ノ罰金若ハ1年以下ノ禁錮ニ処ス」。

(136) 「百圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ3月以下ノ懲役禁錮若ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得」。

(137) 安部正直「警察犯処罰令と違警罪即決例の沿革－警察機関による刑事裁判の経験－」警論19卷11号（1966年）102頁。

(138) 法曹閣書院編纂〔泉二新熊監閲〕『警察犯處罰令要論』（法曹閣・1908年）165頁。甘糟勇雄〔大場茂馬校訂〕『警察犯處罰令註解』（松華堂・1908年）49頁・50頁も、併せて参照のこと。また、塩野季彦『警察犯処罰令積義』（巖翠

堂書店・1927年) 96頁は、「身體に刺文するの陋風を放任するは善良なる風俗を維持する所為にあらず故に之を取締るの必要がある」と注釈される。なお、熊倉・前掲注(127) 66頁一覽によると警察犯処罰令2条24号違反即決処分人員は、タトゥーを入れた者と彫り師の内訳は不明であるものの、毎年一定数存在していたようである。そのため、宮川教授は、後に概観するが、「法務官僚が、他人の身体に入れ墨を施す行為を処罰する規定を設けなかった理由について、説明しないのは奇妙である」と指摘される(宮川・前掲注(119) 70頁)。

(139) 谷津慶次『最近警察法令義解』(法令研究会・1911年) 115頁。

(140) なお、「旧々刑事訴訟法」281条7号は、「時效ハ左ノ期間を經過スルニヨリテ完成ス 7 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ6月」と規定していたことから、当時の彫り師は、「取締を恐れて銘を入れなかった者もあり、彫字之等も警察の目をのがれる爲に轉々と住所を變へたものである」とされる(玉林・前掲注(72) 301頁)。

(141) 宮川・前掲注(119) 68頁。併せて、高山・前掲注(13) 139頁も参照のこと。

(142) 「違警罪即決例」3条、10条の2、14条。

(143) 「違警罪即決例」、および「警察犯処罰令」の廃止に関し、新警察社編集部編『輕犯罪法詳解－警察犯處罰令對照－』(新警察社・1948年) 1頁・2頁、野木新一＝中野次雄＝植松正『註釋輕犯罪法』(良書普及會・1949年) 7頁以下〔野木新一〕等。

(144) 福原忠男＝柏木博『輕犯罪法解説』(三芳書房・1948年) 9頁。なお、磯崎良譽『輕犯罪法解義』(法文社・1948年) 1頁は、「警察犯處罰令が、その名稱からして如何にも警察國家の行政的取締罰則らしい臭味を漂わせていたのにひきかえ、本法は、申請民主主義國家の民衆の芳たるにふさわしい簡明な名稱を附せられていて、第一印象がよいと謂わねばならない」とし、輕犯罪法が処罰の対象としている行為は、極めて輕微な違法行為であるが、「いやしくもそれが、社會生活の平安を害し或はそれを脅かすものである以上、社會秩序を維持するためこれを處罰することの意義」があり、しかも、「輕微な違法行為は、時に重大な犯罪へ成長する萌芽であることがあり、或は既に重大犯罪を内包している場合すらあり得る」。さらに、輕微な犯罪は、頻發性・反復性を具えているが故に、「重大な犯罪と異なり、後に悔恨の情を伴うことが少なくない」ことから、「社會防衛の見地からすれば、犯罪はその輕微なるの故を以

てこれを見過ごすることはできず、むしろ軽微なときにおいてこれを罰し、将来における重大な法益の被害を阻止しなければならないと謂えよう」とし、その立法趣旨は、「個人に対する教育刑の見地からこれを考えることができる」とされる。つまり、「軽犯罪法立法の眼目は、われわれの日常生活關係を脅かす、ささやかな侵害行為を處罰の對象とし、その段階において社會防衛を全うするとともに、犯人を改善せんとするにあるものと信ずる」とされる（同・6頁・7頁）。その他、熊倉武「軽犯罪法の制定とその現代的意義」社會科學16號（1948年）26頁以下。

(145) 伊藤榮樹=小野慶二=莊子邦雄編『注釈特別刑法〔第2版〕』（立花書房・1982年）3頁〔伊藤榮樹〕。なお、「第2回国会衆議院司法委員会第2号昭和23年3月18日」においても、「この法律には、日常生活における卑近な道德律に違反する軽い罪を拾うことを主眼とし、特殊の行政目的遂行のための取締規定的のものについては、それぞれの行政法規に必要最小限度の罰則を定めるべきで、ここにこれを取り入れることは、好ましくないという考え方をとったのであります」とされている（<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=100204390X00219480318>）。東京高判昭和24年7月29日高刑集2巻1号53頁も、「軽犯罪法はその規定の形式においては警察犯処罰令に似たところがあるけれども、その官僚主義的な精神を踏襲したものではなく、寧ろ日本國民の社會生活を文化的に向上せしめる爲最低限度に要請せられる道德律を実体刑法化したものである。この事は同法の立法の経過並に全規定の形式及び精神から容易に看取せられる。されば所論日本國民の基本的人權を侵害する様なことは固より本法の企図するところではなく、寧ろ本法は日本國民の社會的倫理を文化的に向上せしめて、國民をして自由で幸福な生活を営ましめることを目的としている」と判示する。なお、大塚仁『特別刑法』（有斐閣・1959年）98頁は、軽犯罪法は、「社會倫理的観点においては比較的軽度の非難に値するものではあるが、公安の見地からとくに取締りの必要のみとめられる行為を、ほぼ包括的に規定した刑罰放棄」であると定義付けられる。その他、平野龍一編集代表『注解特別刑法・第7巻〔風俗・軽犯罪編〕（第2版）』（青林書院・1988年）14頁〔稲田輝明〕も、併せて参照のこと。

(146) 伊藤ほか編・前掲注（145）4頁〔伊藤榮樹〕。平野編集代表・前掲注（145）14頁〔稲田輝明〕は、軽犯罪法4条が、「この法律の適用にあたっては、國民の權利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」と規定して

いることから、「軽犯罪法の本来の目的については、積極的にその内容に言及することをしないで自明のこととし、逆に消極的に、国民の権利を不当に侵害するような目的が本来の目的でないことを明らかにしている」とする。その他、大塚・前掲注 (145) 100 頁。

(147) 福原ほか・前掲注 (144) 15 頁。同様に、野木ほか・前掲注 (143) 14 頁〔野木新一〕も、「いれずみは、諸外国でもなお跡をたたないのであるが、これが絶滅は、むしろ國民文化の向上を待つべきものであり、旁々、一度いれずみをすれば容易に消し難いものであるから、これに 1 回限り軽い刑罰を科しても余り意味がなく、却って数回処罰する危険もあるので、これを受け継がなかったのである」としている。

(148) これに対し、山本教授は、「横須賀彫秀によれば GHQ 以降はしばらく米軍の海兵隊が主要な客と」なり (山本・前掲注 (70) 52 頁)、また「二代目彫芳と GHQ との関係が生まれ」、「民政局から最初に彫芳を訪ねたこの海軍中佐は、旧日本刑法の廃案や改正について GHQ 内で検討していた時期に、彫り物を取り締まる法律を除くよう、強く主張した」とし、これは、当該海軍中佐等が、「占領した国の法律が彫り物を禁じているにもかかわらず、占領当事者側が法律を無視した状態となることを懸念したものと思われる」とされ、これが事実ならば、タトゥーに対する規制は、「その成立のきっかけと終焉において、ともに日本の対外事情が絡んでいたことになる」と指摘される (同・前掲注 (70) 171 頁・172 頁)。

(149) 宮川・前掲注 (119) 69 頁。宮川教授は、仮に前掲注 (142) における山本教授の見解が真実であると仮定するならば、「法務官僚は、GHQ の高官が彫り師の技術を維持・継承させることを要望していたために、軽犯罪法の中に入れ墨に関する規定を設けなかったとは説明することができず、そのために他人の身体に入れ墨を施す行為を不可罰にした理由について言及しなかったのであろうと推測することができる」とされる (同・70 頁)。

(150) 山本・前掲注 (70) 167 頁。なお、同・前掲注 (5) 48 頁。

(151) 宮川・前掲注 (119) 70 頁・71 頁。なお、高山・前掲注 (13) 37 頁は、「第 2 回国会参議院司法委員会 第 16 号昭和 23 年 4 月 26 日」(<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=I00214390X01619480426&spkNum>) における植松東京高等検察庁検事 (当時) による、「刺文をしてはならないというような規定が従来警察犯処罰令にあったのが、今度省かれることになりました。或いは濫りに吉凶禍福を説いてはならない、トの類であります。こういう

規定につきましても、これが省かれることになった。これはさまで制裁規定によって維持しないでも、自然従来の経過に鑑みまして、文化の進展と共にその道徳が維持されるようになる。道徳と申しますか、或いは良き風俗が維持されるということになる。こう考えられるものが省かれたと思うのであります。尚今日においても或る程度の規定を設けて道徳の裏付けをしなければならないと思われるものが、ここに新たに条文の整理を経て、軽犯罪法の形で提案されておると考えられます」との発言から、「この段階で、入れ墨の処罰は廃止された」と解される。

- (152) 『平成元年版警察白書』（大蔵省印刷局・1989年）83頁以下。
- (153) この点の詳細につき、内田淳「暴力団対策と『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』」ひろば44巻9号（1991年）33頁以下、向山喜浩「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の概要」商事1269号（1991年）2頁以下、「〈特集〉暴力団対策法」ジュリ985号（1991年）11頁以下、「〈特集〉暴力団対策法」警論45巻1号（1992年）1頁以下、福田雅章「『暴力団対策法』の問題点と危険性」法時64巻2号（1992年）2頁以下、竹内直人「市民生活のより一層の安全を期して－暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」時法1421号（1992年）6頁以下、大谷實「暴力団対策法の意義と今後の課題」刑政103巻8号（1992年）16頁以下、吉田英法「暴力団対策法の施行状況と今後の課題」警論45巻11号（1992年）17頁以下、同「暴力団対策法による暴力団への加入の防止と暴力団からの離脱促進の仕組み」犯罪と非行94号（1992年）95頁以下、同「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の立法過程」北大法学論集43巻5号（1993年）1033頁以下、同「暴力団対策法施行1年と今後の方向」ジュリ1021号（1993年）112頁以下等。
- (154) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（1993年7月7日乙刑発第7号）（<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/sosikihanzaitaisakukikaku/kibun19930707.pdf>）。
- (155) 内藤浩文「暴力団員の離脱及び社会復帰を促進するための暴力団対策法の一部改正」警論46巻8号（1993年）87頁・88頁、吉田英法「暴力団対策法の改正」ジュリ1029号（1993年）86頁。
- (156) 「〈特集〉暴力団対策法の一部改正」警論65巻11号（2012年）1頁以下。
- (157) 宮川・前掲注（119）71頁。なお、https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/jigyou/pdf/tyousa_kiseijikou.pdfによると、2021年1月1日現在も

医行為概念 (2)

同様である。

(158) 宮川・前掲注 (119) 71 頁。読売新聞 1967 年 10 月 5 日付〔朝刊〕。なお、同日付の愛媛新聞〔朝刊〕では、「一部には軽犯罪法の一部に付け加えて少年をむしばむ『墨師』を処罰せよとの声もある」との記事が掲載されたようである。

(159) 愛媛県青少年保護条例 11 条の趣旨として、「いれずみが身体に消すことのできない傷痕を残し、プールや公衆浴場で入場制限を受けたり、就職や結婚など将来の社会生活にも悪影響を及ぼしたりすることなどからである」との説明がなされている (https://www.pref.ehime.jp/h15100/seisyounen/documents/01_kaisetu.pdf)。

(160) <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/240478.pdf> なお、宮川・前掲注 (119) 72 頁以下においては、タトゥー規制に関し、追加条項が設けられた神奈川県、和歌山県、茨城県、宮城県、高知県、埼玉県、石川県が取り上げられており、その改正趣旨が示されている。

(161) 宮川・前掲注 (119) 78 頁。なお、宮川教授は、東京都等のように、タトゥーを施すこと等につき、規制の存在しない都府県においては、タトゥーを入れることを防止するには不十分であるとしつつも、東京都等が青少年条例において、「入れ墨を施す行為を禁止していないことから、青少年に対する入れ墨を法で規制する必要があるのか疑問が生じる」とされる(同・78 頁・79 頁)。

(162) 宮川・前掲注 (119) 80 頁。

朝日法学論集 53 号掲載論文中に一部誤りが御座いました。お詫びして、正誤表の通り、訂正致します。

正誤表		
訂正箇所 (頁 / 行)	訂正内容	
	誤	正
198 頁 / 9 行目 (注 10)	掲注 (5) 242 頁。なお、その後も、兵庫県内において、彫師が逮捕されるに	掲注 (4) 242 頁。なお、その後も、兵庫県内において、彫師が逮捕されるに
199 頁 / 24 行目 (注 13)	1 頁以下、小山ほか編・前掲注 (5)、辰井聡子「タトゥー施術行為と医行為」	1 頁以下、小山ほか編・前掲注 (4)、辰井聡子「タトゥー施術行為と医行為」